

3 準PAZ(離島)



訓練

計画内容

▶ 島外避難が必要となった場合には海路による避難を実施。また自然災害や悪天候等により海路避難ができない場合は、避難態勢が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



計画上の対象者数・避難手段

⇒特に学校と一時滞在者の避難対象者数については、変動するので要確認

	女川町 対象者数 (人)	石巻市 対象者数 (人)	対象者 (人)	支援者等 (人)	合計 (人)	バス必要数 (台)	福祉車両 必要数 (台)	確保状況
社会福祉施設の入 所者等	-	43 <small>福祉員 (兼)</small>	20	23	43	1	5	緊急時対応に必要の 台数を確保済
在宅要支援者等	45	6 <small>農地集住人 田代島4人</small>	36	15	51	4	1	緊急時対応に必要の 台数を確保済
その他(※)	0	0	0	0	0	0	0	緊急時対応に必要の 台数を確保済
計	45	49	56	38	94	5	6	

※その他には、計画上の妊婦、授乳婦、乳幼児、一時滞在者等の数を含む。

福祉施設等の留意施設

病院・福祉施設等 (入所)	避難の実施により健康/リスクが 高まる者の対応	避難先の調整	確認・手配
介護老人保健施設 綱小	近隣放射線防護施設に 屋内退避	個別計画に基づく	要員数、本土船とも確保済

船舶の確保

船舶配備場所	確保船舶(人数)	確保先候補	手配状況
江島 江島港→女川港	○隻	女川町と協定締結した民間船舶 事業者	船の被害状況を含め、津波注意報解除をま つて確認
綱地島 長渡港→綱地港 (田代島経由)	○隻 (計画種○人 【綱地島+田代島】のみ) ※●住僕	石巻市の協定締結した 民間船舶事業者	船の被害状況を含め、津波注意報解除をま つて確認
田代島 仁斗田→大泊 (石巻港行き)			
金華山 (必要あれば) (鮎川港→綱地島経由)			

その他の基本的な確認項目

	計画からの変更の有無	概要
<input type="checkbox"/> 避難所受付ステーション <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 避難経路	原則、 1 PAZにおける 対応と同様	<input type="checkbox"/> その他の一時滞在者等の有無 (特に離島については、船舶手配 の内容に影響するため要確認) <input type="checkbox"/> 他の輸送手段の必要性 <input type="checkbox"/> その他

SE

訓練

受付ステーション・避難先

避難元	避難所受付ステーション(計画)			避難先(計画)		
	避難先市町村	施設	受入準備状況	避難先市町村	施設	受入準備状況
女川町	栗原市	栗原市若柳総合体育館	確認中	栗原市	高清水小学校 畑岡公民館 旧高清水中学校 → 高清水小学校 高清水体育センター※	確認中
石巻市	大崎市	宮城県大崎合同庁舎	確認中	大崎市	60施設から割当て	確認中

※ 緊急時対応上の避難所である畑岡公民館及び旧高清水中学校は被災しており、高清水小学校のみが避難者を受け入れられる状況。

一方、女川町では令和4年1月に避難計画を見直し、PAZからの避難用として新たに使用することとした高清水体育センターが使用可能であることが判明したため、栗原市と調整し、当該施設も避難所として活用することとしたもの。

避難経路の確認状況

避難先までの移動経路については状況確認中。

その他必要事項を追記

女川地域の緊急時対応での施設敷地緊急事態における防護措置 資料22

【基本的考え方】

- PAZ及び準PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者等については、
1. 学校・保育所の児童等は、保護者への引渡し完了していない場合、避難先へ移動し、保護者へ引渡し。
 2. 医療機関・社会福祉施設の入居者等は、避難可能な者は避難先へ、避難の実施により健康リスクが高まる者は、無理に避難を行わず放射線防護対策施設で屋内退避を実施。その後、避難の準備が整い次第避難先へ避難。
 3. 在宅の対象者は、2. 医療機関・社会福祉施設の入居者等と同様。
 4. その他の対象者(妊婦、授乳婦、乳幼児等)は、避難先へ移動。

【施設敷地緊急事態で避難等実施する対象者数及び必要車両数(計画上の数)】

女川町・石巻市(PAZ及び準PAZ)	対象者	支援者等	必要車両数
合計	563人	282人	バス:35台 福祉車両:23台
1. 学校・保育所の児童等	105人	71人	バス:9台 福祉車両:1
2. 医療機関・社会福祉施設の入居者等	100人	83人	バス:5台 福祉車両:8台
3. 在宅の対象者	213人	128人	バス:21台 福祉車両:15台
4. その他(妊婦、授乳婦、乳幼児等)	145人	0人	

女川町

石巻市

施設敷地緊急事態要請文(女川原子力発電所) 資料23-1

要 請

令和4年2月10日18時26分

宮城県知事 殿
女川町長 殿
石巻市長 殿
登米市長 殿
東松島市長 殿
涌谷町長 殿
美里町長 殿
南三陸町長 殿

原子力規制委員会・内閣府原子力事故対応策本部長

東北電力株式会社から女川原子力発電所2号機において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める事象が発生したとの通報を受け、当該事象が原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの施設敷地緊急事態要避難者(注)は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、屋内退避すること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、安全な避難が可能となるまでの間は屋内退避し、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で、安定ヨウ素剤の配布を受け帰宅すること。
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避

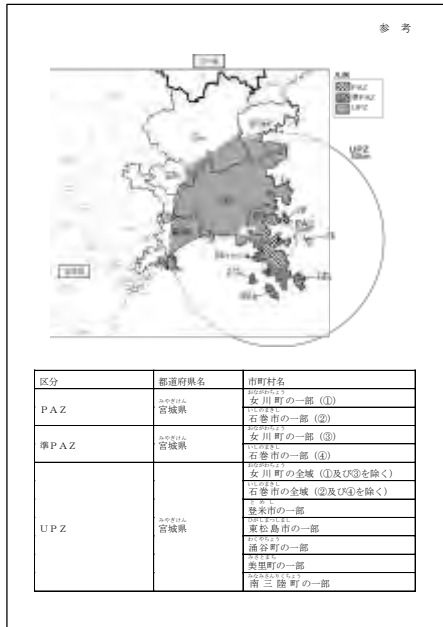
- ・屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等において屋内退避等を実施すること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)は、避難準備を始めること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ及び準PAZの住民(施設敷地緊急事態要避難者(注)を除く)に対する安定ヨウ素剤の配布準備を始めること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のUPZの住民は、屋内退避の準備を始めること。当該地域の一時滞在者であって自家用車等で帰宅できる者は、避難手段の準備が整い安全な避難が可能となった段階で帰宅すること。
- ・東北電力株式会社女川原子力発電所のPAZ、準PAZ及びUPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。
- ・地方公共団体から津波に係る避難指示等が発令されている地域の住民等は、津波に係る避難指示等が解除されるなど、津波に対する安全が確保できるまで、引き続き津波に係る避難指示等に従い安全を確保すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、感染症対策を講じること。

(注) 施設敷地緊急事態要避難者
「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として掲げる者をいう。

イ 要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。)(ロ又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

施設敷地緊急事態要請文(女川原子力発電所)

資料23-2



施設敷地緊急事態における官邸の活動状況

資料24



3E要請文の記述について報告



内閣府特命担当大臣 (原子力防災)



原子力規制委員会委員長



内閣府政策統括官 (原子力防災担当)